

 **本大好き、志木っ子プラン** 

志木市子ども読書活動推進計画

～地域ではぐくむ読書習慣～

平成23年3月
志木市教育委員会

志木市子ども読書活動推進計画 《目次》

【本 編】

はじめに

第1章 計画の基本的な考え方

I. 策定の背景	1
1. 国の動き	
2. 県と県内の動き	
II. 策定の目的	2
III. 子ども読書活動推進状況	2
1. 家庭	
2. 学校	
3. 図書館	
4. 地域	
IV. 五つの基本方針	7
1. 子どもが本に親しむための読書環境の整備	
2. 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	
3. 子どもをとりまく大人への啓発・広報の推進	
4. 家庭・地域・学校・図書館の相互協力と連携推進体制の確立	
5. 専門的職員体制の整備と資質の向上	
V. 期間と対象	8
1. 期間	
2. 対象	

第2章 現状と課題

I. 現状	9
1. 子どもが本に親しむための読書環境の整備	
2. 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	
3. 子どもをとりまく大人への啓発・広報の推進	
4. 家庭・地域・学校・図書館の相互協力と連携推進体制の確立	
5. 専門的職員体制の整備と資質の向上	
II. 課題	12
1. 子どもが本に親しむための読書環境の整備	
2. 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	
3. 子どもをとりまく大人への啓発・広報の推進	

4. 家庭・地域・学校・図書館の相互協力と連携推進体制の確立
5. 専門的職員体制の整備と資質の向上

第3章 推進に向けて

I. 家庭による取り組み	14
1. 子どもが本に親しむための読書環境の整備	
2. 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	
3. 子どもをとりまく大人への啓発・広報の推進	
4. 家庭・地域・学校・図書館の相互協力と連携推進体制の確立	
II. 学校による取り組み	15
1. 子どもが本に親しむための読書環境の整備	
2. 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	
3. 子どもをとりまく大人への啓発・広報の推進	
4. 家庭・地域・学校・図書館の相互協力と連携推進体制の確立	
5. 専門的職員体制の整備と資質の向上	
III. 図書館による取り組み	16
1. 子どもが本に親しむための読書環境の整備	
2. 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実	
3. 子どもをとりまく大人への啓発・広報の推進	
4. 家庭・地域・学校・図書館の相互協力と連携推進体制の確立	
5. 専門的職員体制の整備と資質の向上	
IV. 主要施策の実施	19
1. 小中学生の不読者数をゼロにする	
2. 連携推進体制の確立	
3. 地域ではぐくむ読書習慣	
4. 図書館利用の向上	

第4章 施策の評価・評価結果の活用

I. 評価	20
II. 評価結果の活用	

【資料編】

1 志木市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要項	1
2 志木市子ども読書活動推進計画策定委員会名簿	2

第1章 計画の基本的な考え方

I. 策定の背景

1. 国の動き

平成13年12月 「子ども読書活動の推進に関する法律」公布・施行

- 基本理念：子どもの成長にとって読書活動が重要な役割を果たすことにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会と場所において読書活動を自主的に行うことができるよう、積極的な環境整備の推進が必要である。
- 「市町村子ども読書活動推進計画」：市町村は、国または都道府県の計画を基本とし、各々の推進状況を踏まえた施策についての計画策定に努めなければならない。

平成14年8月 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」策定

平成15年4月 「子どもの読書活動推進ホームページ」開設

平成20年3月 第二次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」
(平成20～24年度)策定

- 市町村推進計画の策定率向上（24％から50％以上に）
- 公立図書館の情報化の推進（HP開設・来館者用コンピュータ設置・オンライン閲覧目録の導入）
- ボランティア・司書など、公立図書館に係る人材の養成
- 学年段階に応じた読解力の向上
- 学校における条件整備（学校図書館図書標準の達成の促進と超高速インターネット接続率の概ね100％達成）
- 家庭における取組みのための保護者への啓発と情報提供の推進

平成20年4月 「子どもの読書活動推進フォーラム」開催

2. 県と県内の動き

平成16年3月 「埼玉県子ども読書活動推進計画」策定

平成17年4月 県立久喜図書館に「子ども読書支援センター」設置

平成21年3月 第二次「埼玉県子ども読書活動推進計画」
(平成21～25年度)策定

【平成22年3月末現在の県内64市町村策定状況】

策定済	23 (35.9%)
策定作業中	6 (9.4%)
策定検討中	15 (23.4%)
策定していない	20 (31.3%)

II. 策定の目的

本計画は、「埼玉県子ども読書活動推進計画」や国の計画を基本とし、子どもが読書に親しむための「機会の提供・充実」と「環境の整備・充実」を図る各施策の総合的かつ計画的な推進を目的に策定するものです。

本計画では、「読書をしない子」がいなくなることを目指し、本市の実情を踏まえながら「五つの基本方針」（第1章のⅣを参照）に基づく様々な施策の展開を図っていきます。具体的には、乳幼児期から青少年期までのあらゆる機会をとらえ、読書の楽しさ、面白さを体験できる読書活動機会を提供することを目指します。さらに、読書活動を自ら進んで行うようになる環境づくりと動機づけをするため、周囲の大人への啓発や、持続可能で全市的な連携推進体制の整備を推進します。

III. 子ども読書活動推進状況

1. 家庭

当市の各家庭における読書活動についての調査データはありませんが、手がかりとして、市立図書館の利用状況（Ⅲ-1-(3)を参照）や、全国レベルで実施される「学校読書調査」などがあります。22年度の「学校読書調査」で、中・高校生の不読者率※1は過去10年間で一番低く、小学生の不読者率は反対に若干増加しています。

※1 不読者率…「学校読書調査」（毎日新聞社・全国学校図書館協議会）の中で、毎年5月1ヵ月間に呼んだ本の冊数を問う質問に「0冊」と回答した生徒の割合。

【平成22年度不読者率と前年比】

全国	小学生	6.2%(前年比0.8%増)
〃	中学生	12.7%(前年比0.5%減)
〃	高校生	44.3%(前年比2.7%減)

《「第55回学校読書調査」(毎日新聞社、全国学校図書館協議会)より》

2. 学校

① 小中学校(小学校8校、中学校4校の平成20年度概況)

- ア 計画等:「学校図書館全体計画」(各校)、「学校図書館教育目標」(各校)。
- イ 推進事業:計画に従い、図書の貸し出し、朝読書※2、図書の時間でのよみきかせ・おはなし・紙芝居などを各校で実施中
- ウ 学校図書館図書標準※3:総合達成率100%
- エ 職員:学校図書相談員※4(臨時職員)を100%配置
- オ 司書教諭:100%配置
- カ 市立図書館の活用:全校が団体貸出やレファレンスを活用(100%)
- キ 地域との連携:保護者や市民ボランティアとの協働事業実施7校(53%)

② 高等学校(県立高校1校、私立高校2校の平成20年度概況)

- ア 学校図書館:100%設置
- イ 司書教諭:100%配置
- ウ 地域との連携:県立・市立図書館の活用あり1校(33%)



小学校児童が授業で作成した帯を活用して、
図書をディスプレイ

-
- ※2 朝読書…朝の授業前に10分程度、読書の時間を設ける取り組み。
 - ※3 学校図書館図書標準…文部科学省において定められている公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準。学校の種類や学級数により、標準とする蔵書冊数が異なる。
 - ※4 学校図書相談員…学校図書館の運営やサービスを行うため各小中学校に配置された臨時職員。

3. 図書館

① 推進のあゆみ

昭和	54年	4月	志木図書館開館
		10月	読みきかせボランティアによる読み聞かせ事業の開始
	55年	6月	団体貸出を開始（家庭文庫・地域文庫への貸出）
	56年	9月	宗岡公民館図書室開設
	59年	10月	宗岡第二公民館図書室開設
	60年	2月	館分室開設（市民体育館会議室の暫定使用）
	62年	4月	おはなしボランティアによる「おはなし」事業を開始
	63年	4月	志木小学校と志木図書館との連携による学級訪問事業を開始（第3学年）
	平成 4年	3月	柳瀬川図書館開館 コンピュータ・オンラインシステムによる志木市立図書館（2館2室）の運営開始
	15年	3月	保健センターにおける9カ月児健診で、乳幼児ブックサービスを開始（ブックリスト配布とよみきかせの実演）
		4月	いろは遊学図書館開館（旧志木図書館を、学社融合施設のいろは遊学館に移転）
	17年	11月	貸出冊数の上限を5冊から10冊に変更
	18年	4月	いろは遊学図書館が「子ども読書活動優秀実践図書館」として文部科学大臣表彰を受ける
	20年	10月	柳瀬川図書館ヤングアダルトコーナーの書架配置を変更し、AVブースを改装して、パソコン利用ブースを備えた閲覧・学習コーナーを設置



図書館利用の方法を学ぶ子どもたち

② 統計

【図書館・公民館の子ども向け読書活動機会提供事業参加者数】

	19年度	20年度	21年度
柳瀬川図書館	1,831人	2,128人	2,086人
いろは遊学図書館	1,826人	1,823人	1,681人
計	3,694人	3,951人	3,767人

◎よみきかせ、おはなし、科学あそびなどの他、保健センター（現健康増進センター）・館保育園への出張事業、小学校児童への図書館オリエンテーションも含む。

	19年度	20年度	21年度
宗岡公民館	463人	445人	254人
宗岡第二公民館	498人	741人	1,107人
計	961人	1,186人	1,361人

※館内でのよみきかせ、おはなし、科学あそびなどの他、学校訪問・学童訪問などの出張事業も含む。

【対象年齢による利用状況】

	19年度	20年度※	21年度
人口（0～18歳；1月1日現在）	11,646人	11,785人	12,103人
新規登録者数	660人	694人	740人
所蔵冊数（児童・ヤングアダルト図書）	114,971冊	114,601冊	117,794冊
貸出冊数	111,407冊	114,197冊	117,376冊
人口一人あたり貸出冊数	9.6冊	9.7冊	9.7冊
年間実利用者数	4,529人	4,374人	4,287人

【子ども読書活動を提供する図書館・公民館登録ボランティア数と研修会開催状況 平成21年度】

館名(グループ数)	柳瀬川図書館(3)	いろは遊学図書館(4)	宗岡公民館	宗岡第二公民館
登録ボランティア数	51 人	32 人	8 人	9 人
延べ研修回数	29 回	46 回	12 回	28 回

4. 地域

【市内公共施設と地域ボランティアの協働による読書活動機会提供事例数 平成21年度】

《「子ども読書活動推進に関する調査」(柳瀬川図書館)より》

施設種別	連携内容	事例数/施設数	合計実施回数
保育園	読み聞かせなど	7/6	66
学童保育クラブ	読み聞かせなどの公民館事業等への参加	15/8	110
子育て支援センター/児童センター	読み聞かせなど	5/4	55
公民館	読み聞かせなど	8/3	99
	学級訪問/学童訪問	2/3	5

★事例数・・・一事業を一事例とカウントする

よみきかせ、おはなしの楽しさを大人にも…

国民読書年記念事業「こどもの身近に本を」

よみきかせ、おはなしの実演



Ⅳ. 五つの基本方針

1. 子どもが本に親しむための読書環境の整備

子どもが読書習慣を身につけるためには、幼年期から青少年期まで、いつでもどこでも、発達段階に応じた興味や感動を与える本等に出会える環境が、身近にあることが必要です。このため、図書館や学校図書館などの施設が果たす役割は大きく、それぞれが、機能を十分発揮するための図書等資料※5設備・人材など、子どもの読書環境の整備・充実を図っていきます。

2. 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

子どもが本に親しみ、さらに読書への意欲を高めていくためには、成長段階に応じた読書活動の機会を十分に提供しながら、子どもが自ら進んで読書に親しむ態度を育成することが必要です。

そのために、家庭・地域・学校それぞれの場で、読書活動の機会と情報提供等の充実を図ります。

3. 子どもをとりまく大人への啓発・広報の推進

子どもの読書活動を推進するうえでは、子どもをとりまく大人が、読書の楽しさを子どもに伝えていくことが大切です。

そのために、子どもの学ぶ場、遊ぶ場、また、子どもをとりまく大人の学習の場など、あらゆる場で機会をとらえ、様々な情報伝達手段を用いて子どもの読書活動の意義や大切さについての啓発・広報活動を進め、子どもの自主的な読書活動を推進する地域の気運の醸成を図ります。

4. 家庭・地域・学校・図書館の相互協力と連携推進体制の確立

地域全体で子どもの自主的な読書活動を効果的に推進するためには、子どもの読書活動に関わる人・機関・団体が、それぞれの担うべき役割を果たしながら相互に連携・協働する必要があります。このための体制の整備・確立を目指します。

5. 専門的職員体制の整備と資質の向上

子どもの読書活動を推進する児童・青少年サービス担当職員の確保と資質の向上に努めます。

※5 図書等資料（資料）…図書館が収集の対象とする、図書、視聴覚資料、雑誌、新聞など。

V. 期間と対象

1. 期間

本計画は平成23年度から5年の期間ですが、これからの社会情勢の変化に応じて計画の見直しを適切に行っていきます。

2. 対象

計画の対象年齢は、0歳から18歳までとします。

志木小学校図書委員会の活動



志木小学校図書委員が紹介した図書の展示



第2章 現状と課題

I. 現 状

1. 子どもが本に親しむための読書環境の整備

① 小中学校の提供する読書環境(小学校…8、中学校…4、高等学校…3)

施設…すべての小中高等学校に学校図書館が設置されています。収蔵能力・床面積・設備は、学校によって様々です。

職員…すべての学校に、司書教諭が、すべての小中学校に図書相談員が配置されています。

資料…文部科学省の定めた図書標準数の充足率は平均で100%を超えており、基準を満たしています。しかし、資料構成は学校によって様々です。

② 図書館の提供する読書環境(図書館…2館、公民館図書室…2室)

施設…市内のどこからでも身近に図書館(室)があり、祝休日(元旦を除く)も開館しています。

職員…図書館2館には司書が配置されています。

資料…全蔵書およそ30万冊中約10万冊の児童書を所蔵しています。

2. 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

(年齢帯別による現状)

① 乳幼児向けの読書活動機会

図書館では、赤ちゃん絵本とブックリストを併せて展示するコーナーや、乳幼児向けよみきかせの時間を設け、お父さん・お母さんが赤ちゃんと一緒に絵本やわらべうたを楽しむ体験ができるようにしています。また、9ヶ月健診会場で乳幼児のためのブックリスト配布も行い、併せて、実演による読書の動機付けの方法を紹介しています。

② 幼児から小学生向けの読書活動機会

図書館、公民館図書室等では、本を自分で選ぶようになった幼児や小学生のための絵本や読み物を備えています。ボランティアと協力し、読み聞

かせやおはなし会、人形劇などの催し物を開催して、本やお話の世界を楽しむ機会を提供しています。

年齢帯別ブックリストは赤ちゃん向けのほか、2・3歳児向け、3・4歳児向け、4・5歳児向けもあり、来館者への配布をしています。

③ 小学生から中学生向けの読書活動機会

図書館では、よみきかせやおはなし会などの催し物を定期的に行いながら、担当職員が読書についての助言や情報提供を行い、ホームページを通して蔵書（検索・予約）や催し物など、機会に関する情報を提供しています。0～15歳までを対象とする児童書の貸出冊数は19年度から右肩上がりです。これは、ホームページからの予約数の増加とともに、周囲の大人による児童書の貸出の伸びを表しているといえます。

小中学校では各校、「学校図書館教育目標」を掲げ、「学校図書館教育全体計画」に沿って、児童・生徒の読書活動機会を提供しています。また、ボランティアが学校図書相談員と協働で児童生徒への読書活動機会を提供する事例が少しずつ増えています。

志木小学校というは遊学図書館では、学社融合施設の特色を生かし児童への図書館利用オリエンテーション、図書委員による児童への貸出し、授業で作成した帯やポスターによる図書のPRなど、特色ある事業を展開しています。

蔵書数がもっとも多い柳瀬川図書館では、小中学校への団体貸出について中心的な役割を担い、蔵書の提供や、資料に関する情報を提供しています。



いろは遊学図書館を利用する子どもたち

④ 中学生から高校生向けの読書活動機会

市内には高等学校が3校（県立1、私立2）あり、それぞれに学校図書館を設置しています。また、柳瀬川図書館は、ヤングアダルトコーナー※6を設け、サービスを行っています。

⑤ 障がいのある子ども向けの読書活動機会

図書館では、特別支援学校からの求めに応じ、職場体験実習生の受入や生徒に対する読み聞かせ等を実施してきました。

柳瀬川図書館では、障がいのある方へのサービス利用登録を受け付け、定期刊行の点字絵本を収集していますが、乳幼児・児童・青少年登録者は

※6 ヤングアダルトコーナー…中学生、高校生を中心とした青少年向けに資料を集めたコーナー。

ありません。

いろは遊学図書館では、学校図書相談員や支援員等の協力を得て、特別支援学級児童の図書館利用を支援しています。

3. 子どもをとりまく大人への啓発・広報の推進

各小中学校では、学校だよりなどを利用し、児童生徒の家庭に対する働きかけも行っています。

図書館では、「子ども読書の日」(4月23日)、「図書館まつり」など、様々な機会を利用して読書の大切さをPRし、また、啓発のための講演会・講座を開催しています。

4. 家庭・地域・学校・図書館の相互協力と連携推進体制の確立

① 小中学校間の相互協力

児童生徒の読書意欲に応えるため、環境整備等、相互協力の方策を模索中です。

図書相談員の勤務態勢は、各学校の事情にあわせたものであるため、情報交換等、相互協力を推進するための時間確保が困難な状況です。

② 図書館と小中学校及び高等学校の相互協力

学校は、それぞれの目的に応じ図書館・図書室を利用しており、そのニーズは多様です。また、高等学校との連携は、十分とは言えません。

③ 図書館とボランティアと地域との相互協力

図書館とボランティアの協働による事業の展開には、30年を超える歴史があります。ボランティアは各館に登録し、図書館は勉強会など研修の機会を提供しています。この連携は、学校・保育園など他の児童関連施設等に、また、人形劇のグループなど、地域の団体にも少しずつ広がっています。

④ 連携推進体制

これまでは、事業ごとの連携にとどまっており、事業実施機関やボランティアのための、情報交換や事業協力体制の整備が求められています。



5. 専門的職員体制の整備と資質の向上

① 図書館職員

各図書館に児童へのサービス担当の職員が配置され、埼玉県図書館協会主催の児童奉仕研修会等の機会を利用し、知識や技術の向上を図っています。

② 学校図書館職員

すべての小中学校に司書教諭及び図書相談員（臨時職員）が配置されています。

II. 課 題

1. 子どもが本に親しむための読書環境の整備

図書館・学校・その他の施設は、子どもたちのために十分な図書資料や親しみやすい読書スペースの確保と充実を図る必要があります。

また、市内全域の読書環境整備を推進するボランティアの育成と活動支援に努める必要があります。

2. 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

① 乳幼児期向け／幼児から小学生向け

各年齢帯にあわせた機会提供を充実する必要があります。

② 小学生から中学生向け

この年齢には、読書活動の奨励や動機づけを行い続けることが大切です。

そのため、子どもたちが自発的に図書館を訪れ本と出会う機会をさらに充実させる必要があります。団体貸出においては、学校担当者への資料情報の提供など、来館しなくても選書ができる条件整備が課題です。

また、ボランティアによる児童生徒への機会提供を、より円滑に運用できるよう、学校との調整を図ることも課題です。

③ 中学生から高校生向け

学業が忙しく、行動半径が広がり、様々なメディアを活用するこの年代には、多様な働きかけをする必要があります。

④ 障がいのある子どもたち

図書館・学校・その他の施設は、読書機会提供の充実を図るとともに、サービスが活用されるよう情報提供（広報）に努める必要があります。

3. 子どもをとりまく大人への啓発・広報の推進

子どもに読書の動機づけをするためには、まず、子どもを取り巻く大人が関心と理解を持つことが大切です。

今後も、あらゆる機会を利用し、地域の大人たちに働きかけ、子どもと読書が結びつくための地域の気運を醸成する必要があります。

4. 家庭・地域・学校・図書館の相互協力と連携推進体制の確立

① 小中学校間の相互協力

学校が相互に情報交換等を行う機会を確保すること、また学校相互で、蔵書が有効に活用されるよう調整を図る必要があります。

② 図書館と小中学校及び高等学校の相互協力

図書館では、学校のニーズへ柔軟に対応するため蔵書の有効活用を図る必要があります。

また、青少年の読書活動推進のため、高等学校と連携を深めながら、研究・実践を進める必要があります。

③ 図書館とボランティアと地域との相互協力

個々の取り組みにとどまらず、横の連携を深める必要があります。

④ 連携推進体制

図書館が全市的な連携体制の核となり、効果的・効率的に推進する必要があります。

5. 専門的職員体制の整備と資質の向上

① 図書館職員

子どもの読書活動推進の要となる図書館には、専門的知識・技術を有した職員を適切に配置し、養成する必要があります。

② 学校図書館職員

児童生徒の読書意欲を育くむために、司書教諭や学校図書相談員の力量をより高めるとともに、校内の協力体制を確立する必要があります。

第3章 推進に向けて

I. 家庭による取り組み

1. 子どもが本に親しむための読書環境の整備

図書館をはじめとする地域の施設や人材等を活用しながら、子どもが読書を楽しむことができる家庭の読書環境づくりを心がけます。

- ① 子どもが日常的に本に触れ、楽しむことのできる環境づくり

2. 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

家庭では、子どもが「読む」楽しさを知るために、乳幼児期から青年期まで、物語（お話）などに親しむ機会をできるだけ提供し、子どもと一緒に、子どもの成長にあわせた読書活動を行うよう努めます。

- ① それぞれの発達段階に応じた本・ことば・物語（お話）との出会いを提供
- ② 読書習慣につながる家族間のコミュニケーション機会を提供

3. 子どもをとりまく大人への啓発・広報の推進

子どもの読書についてより知識を深め、家庭での機会提供に生かすことができるように、図書館等の提供する啓発講座や・広報の活用に努めます。

- ① 子どもの読書に関する周囲との情報交換や、公共施設等が提供する学習機会の利用

4. 家庭・地域・学校・図書館の相互協力と連携推進体制の確立

子どもの読書活動機会を提供する家庭・地域・学校が連携することで地域の気運を醸成し、子どもの読書活動推進の土台づくりに努めます。

- ① 地域の提供する連携事業への参加

Ⅱ. 学校による取り組み

1. 子どもが本に親しむための読書環境の整備

児童、生徒のため、各校の施設、資料、職員と、図書館と学校図書館、各学校図書館間のネットワーク基盤を整備していきます。

- ① 図書館、学校図書館ネットワーク利用による、資料のより効率的な収集と配置
- ② 学校図書館をはじめとする、校内読書環境の整備

2. 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

① 小中学校

子どもが多く時間を過ごす場所であり、学校での経験は一人ひとりにとって貴重で有意義なものです。

学校は、図書館やボランティアと連携しながら子どもが将来にわたって読書の恩恵を享受できるよう、機会の充実に努めます。

ア 図書館・地域との連携強化による「学校図書館全体計画」の推進

② 高等学校

図書館及び、中学校、高等学校は相互に連携を図り、生徒への読書機会提供を図ります。

ア 高等学校相互及び中学校との情報交換

イ 図書館の効果的活用による生徒の読書活動機会の充実

3. 子どもをとりまく大人への啓発・広報の推進

保護者などへの働きかけにより、読書活動の意義についての理解をすすめ、子どもの読書活動推進の気運を醸成します。

- ① 学校だよりによる読書活動の啓発
- ② 保護者会、懇談会の機会の活用
- ③ 子ども読書の日を活用(図書館と協働)

4. 家庭・地域・学校・図書館の相互協力と連携推進体制の確立

① 小中学校間の相互協力

学校相互の連携により、読書環境の充実や読書活動機会提供を目指します。

ア 学校間の相互貸借に関する調査研究

イ 学校図書館蔵書の効率的活用

ウ 学校相互の情報交換

② 図書館と小中高等学校の相互協力

図書館ホームページや巡回等により、情報交換を密にし、相互協力体制を充実します。

ア 図書館、小中学校間物流の効率的な運用

イ 図書館活用等に関する情報提供と情報交換

5. 専門的職員体制の整備と資質の向上

全ての教職員が連携し、子どもの読書活動・学習活動を推進します。

① 図書館との相互交流、情報交換、研修機会の提供

② 学校図書館の活用を充実していくための体制の整備、充実

III. 図書館による取り組み

1. 子どもが本に親しむための読書環境の整備

① 家庭・地域のための環境整備

地域に密着した読書環境として、より使いやすく親しみやすい図書館の充実を目指します。

ア 蔵書構成の充実と資料の有効利用

イ 使いやすく親しみやすい児童コーナーづくり

ウ 子どもの読書活動を推進するボランティアの養成及び受け入れ

エ 地域の読書環境の充実支援

② 児童・生徒のための環境整備

学校の状況を十分に把握しながら、支援に必要な環境整備を行います。

ア 教科学習対応図書の充実

イ 自由読書用図書の充実

2. 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

① 乳幼児・小中学生向けの機会提供

それぞれの成長段階に適した本と出会う機会を多く提供します。

また、子ども自身が本を選ぶための多様な情報の発信と家庭や地域の施設等への情報提供や機会提供支援に努めます。



絵本の読み聞かせ

ア 多様な媒体を活用した、乳幼児・小学生向けの蔵書情報、その他読書活動機会に関する情報の発信とPRの推進

イ 子育て支援センター、保育園、幼稚園、学童保育クラブ、児童センター等に対する団体貸出の推進

ウ ボランティアとの連携による読書活動機会提供の充実及び研究・調査

② 青少年向けの機会提供

中学校・高等学校と連携を図りながら青少年に対する的確な読書活動機会を提供していきます。

ア 中学校、高等学校との連携推進

イ 情報発信とPRの推進

③ 学校への機会提供

学校との連携を密にしながら、団体貸出し、資料・関連情報の提供など支援に努めます。

ア 児童生徒の読書支援・教科学習支援のための団体貸出しの推進

イ 資料情報の発信

ウ ボランティアによる学校訪問等の支援

④ 障がいのある乳幼児・児童・青少年への機会提供

障がいのある子どもへの支援の方策を研究・検討するため、関係各機関と連携を図ります。

また、必要なサービスを受けられるよう、周知に努めます。

ア 読書支援の周知

イ ボランティアとの協働による知識、技術の習得及びサービスの研究

ウ 特別支援学校等関連機関との連携

3. 子どもをとりまく大人への啓発・広報の推進

あらゆる機会を活用し、関係機関と連携しながら、子どもの読書活動の大切さを呼びかけます。

- ① 各種イベント等の機会を活用した啓発広報
- ② パンフレットやインターネットを活用した啓発広報
- ③ 保護者や育児・子育て関係者のための啓発講座等の開催

4. 家庭・地域・学校・図書館の相互協力と連携推進体制の確立

① 小中高等学校との相互協力

学校と情報交換を密にしながら、相互協力体制を充実します。

ア 図書館、学校間物流の効率的な運用と情報の提供

イ 担当職員相互の情報交換機会の確立



作品を前に親子で撮影（おもしろクラブ）

② 図書館とボランティアと地域（家庭・学校・保育園・幼稚園・その他公共施設等）との相互協力

地域における「子ども読書支援センター」として、連携の支援を行います。

ア ボランティア間の連携支援

イ ボランティアと地域・学校との橋渡し

ウ ボランティアのための研修機会提供

5. 専門的職員体制の整備と資質の向上

子どもの読書活動を推進・展開し、地域の活動を支援するために、専門的な知識・技術の取得・向上に努めます。

- ① 研修等への参加機会の確保
- ② 子ども読書活動推進の技量を持った職員の育成と活用

Ⅳ. 主要施策の推進

本計画を推進するため、次の施策の推進を目標に掲げます。

1. 小中学生の不読者数をゼロにする

家庭・学校・図書館・地域・その他の施設は、それぞれ、施策の実施・充実に努め、小中学校と図書館は協働で年1回の読書調査を行います。

- ① 小中学生を対象とした読書調査の実施
- ② 各年齢層への施策実施の充実

2. 連携推進体制の確立

計画推進の母体となる総合的な連携推進機関を設置し、連携のための協議や、推進イベント等の企画を行います。

- ① (仮称)「子ども読書活動推進連絡会議」の設置

3. 地域ではぐくむ読書習慣

地域における啓発・広報を進め、地域全体で「子どもの読書活動」の重要性を理解し、子どもの自主的な読書習慣を育むことに努めます。

- ① スローガン「地域ではぐくむ読書習慣」の市民周知

4. 図書館利用の向上

図書館は、子どもの読書活動の基幹施設として、環境整備、機会の提供と充実、職員の専門性の向上に努め、計画推進の指標となる利用数値（個人貸出冊数、小中学校への団体貸出冊数など）の向上に努めます。

- ① 図書館利用数値の向上

※7 不読者数…任意の1か月間に1冊も読書しなかった人数（p3※1「不読者率」も参照）

第4章 施策の評価・評価結果の活用

I. 評価

1. 計画の進捗状況及びその成果について、図書館協議会へ報告し、評価及び意見を求めます

II. 評価結果の活用

1. 評価結果は、印刷物や市のホームページを通じて広く公開します
2. 評価結果は計画の推進に反映させます

資料編

志木市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 志木市子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）に関し、必要な調査、研究及び検討を行うため、志木市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 子ども読書活動推進に関する調査及び研究検討に関すること。
- (3) 計画の実施に伴う諸課題に関すること。

(組織)

第3条 委員会の組織は、別表のとおりとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて開催し、その会議の議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、柳瀬川図書館において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、決裁のあった日から実施し、志木市子ども読書活動推進計画の策定をもって廃止する。

志木市子ども読書活動推進計画策定委員会委員名簿

	区分	所属及び職名
1	委員長	教育政策部長
2	副委員長	柳瀬川図書館長
3	委員	政策推進課長
4	委員	財政課長
5	委員	学校教育課長
6	委員	生涯学習課長
7	委員	子育て支援課長
8	委員	子ども安全課長
9	委員	福祉課長
10	委員	教育サポートセンター所長
11	委員	いろは遊学館長
12	委員	いろは遊学図書館長